

日本統治下朝鮮における 灯台社の活動と弾圧事件

蔵 田 雅 彦

はじめに

韓国のキリスト教は、1984年にカトリック宣教200年とプロテスタント宣教100年を迎えたが、今日、全人口の約25パーセントにあたるおよそ1000万人の信徒を擁する規模にまで成長した。¹⁾ しかしその道程は決して平坦なものではなかった。プロテスタント宣教以前にも18世紀後半から19世紀初めにかけてカトリックの受難があり、数多くの殉教者を生んだ。²⁾ プロテスタント宣教は日本による植民地支配と時期を接したため、一貫して弾圧の対象となった。なかでも、1910—11年に西北地方を中心に民族主義団体の新民会との関連を問われたクリスチャンたちが「寺内総督暗殺未遂事件」という名目で一斉に逮捕された105人事件³⁾、1913年3・1独立運動に対する官憲の徹底した弾圧、投獄者2000余名、獄死者50余名を数えた神社参拝問題⁴⁾などが、代表的なキリスト教弾圧事件として挙げられる。しかし、これまでの韓国史ないしは韓国教会史の研究においては、総督府の政策とキリスト教との葛藤関係を叙述することに重点をおいているために、その背後にある絶対主義天皇制それ自体が持っている宗教性、およびそこから導き出される植民地朝鮮における宗教政策という側面に対する分析が必ずしも十分ではなかった。⁵⁾ 天皇制の拡張としての植民地支配、およびキリスト教との確執についての本格的な研究は別稿に譲るとして、官憲側の資料から天皇制国家とキリスト教との葛藤関係の内実を伺い知ることができる。特高警察の報告によれば、日本におけるキリスト教の要注意事項は、第一に、神道信仰を偶像崇拜と見て神社参拝を拒否すること、第二に、超国家的平和主義を標

榜している点である。⁶⁾ この二点は植民地朝鮮においても適用されたが、日本との決定的な違いはやはり異民族支配という点であり、天皇制のもつ国粹民族主義、ないしは超国家主義は朝鮮においては民族主義と不可避的に対決せざるを得なかった。このように見ていくと、朝鮮におけるキリスト教弾圧はやはり天皇制イデオロギーとの対立という脈絡の中で理解されるべきであろう。

本稿においては戦時体制下の日本でホーリネス教会や無教会主義とならんで最も激しい官憲の弾圧を受けた灯台社事件をとりあげる。⁷⁾ ただし、日本とともに植民地朝鮮においてもほぼ同時に検挙、拘束され獄中生活を余儀なくされた朝鮮の灯台社の信仰と実践に焦点をあてることとする。日本においては「兵役を拒否した日本人」というように、反戦と反天皇制を貫いた数少ないクリスチャンとして注目されてきたにもかかわらず、韓国においては代表的な韓国教会史の著作にもまったく言及されておらず、異端扱いされているのが現状である。⁸⁾ ここでは、日本における灯台社事件の裁判記録やその後の研究などを参考にしながら、植民地朝鮮における灯台社メンバーの裁判記録を中心に灯台社の闘いの歴史的意義を探って見たい。⁹⁾

灯台社の組織と教理

灯台社とは、米国に本部を持つ Watch Tower Bible and Tract Society の日本支部として、20年間米国に留学し当地で信仰に入った明石順三が帰国後1926年に組織した宗教団体である。その教理的特徴は、聖書の逐語靈感説と無謬説に立ち、聖書にある神エホバをもって唯一最高神とし、神の子イエスを地上全人類の唯一の救い主とし、エホバがその愛子イエスによって全地に建設される「神の国」をもって全人類に対する唯一の救いの道と信ずる、極端な根本主義的グループである。¹⁰⁾

灯台社の教理の中心に再臨思想があることは言うまでもないが、根本主義グループに共通する千年王国前再臨論¹¹⁾ と比較すると灯台社自体に独特な教理解釈があることが明らかになる。例えば、灯台社は唯一絶対神である

エホバの存在を強調する。そして、あくまで聖書に書かれてあることのみを神の御言として受け入れるため、325年ニケヤ会議で採択され、その後キリスト教の基本的教理となっている三位一体説を聖書の中に明らかな根拠が無いとして否定するのである。イエス・キリストは神エホバの御子であり最初の創造物であるが、神の国を支配するのはエホバの代理者としてそうするのである。¹²⁾ 再臨信仰に関しても、灯台社は独特の教理解釈をする。創立者のラッセルはダニエル書12章12節やエゼキエル書4章6節を根拠にして、終末がすでに1799年に始まっており、キリストの再臨も1874年に始まり1914年にはキリストが統治権を行使し、完全な終末が到来すると述べた。¹³⁾ 第一次大戦の開始や地震等の自然現象が終末の徴と考えられたのである。

灯台社事件の訴訟記録を読んでもみると、当局が国体変革の罪を着せようとしたこととも関連があるが、地上の組織制度が悪魔（ルシファー）の影響下にあり、そのため圧制、戦争、疾病、貧困に悩んでいるが、神はイエスを送り「ハルマゲドン」¹⁴⁾ なる大災禍によって組織制度を全滅させ「神の国」を来らしめる、という灯台社独自の再臨思想がその核心として述べられている。これこそまさに国体変革として治安維持法に問われることとなった教理である。

灯台社日本支部の反戦活動と一斉検挙

特異な教理を持つ灯台社について官憲はかなり早い時期から内偵をしており、1933年5月、ちょうど明石が朝鮮を伝道旅行中、日本全国のエホバの証人100余名が不敬罪で一斉検挙された。明石の記述によるとドイツのヒットラー政府と策応して行った検挙であると言う。¹⁵⁾ さらに1939年6月21日には122名が一斉検挙された。この時朝鮮でも30余名が検挙されている。¹⁶⁾

ところで、この第二回目の検挙事件の発端となったのは、灯台者メンバーによる軍隊内での反戦行為であった。明石の長男真人は軍隊に入ったが1週間後に銃を返すことを上官に申し出た。この事件を知って同じメンバーの村本一生は脱走して灯台社に帰り自分の意志を告げた後もう一度部隊にもどり、

銃器返上、軍事教練拒否など全面兵役拒否を申し立てて、軍法会議の末、6月14日不敬・抗命罪で2年の刑に処せられている。真人は3年の刑を受けた。¹⁷⁾ 三浦忠治は同月16日不敬罪で2年の刑を言渡されている。かれらは「エホバ以外の被造物に礼拝することは神エホバの厳に禁ずる所なれば、今後宮城遙拝、御真影奉拝はなしあたはざる」とし、被造物である「天皇を尊崇し、天皇に忠誠を誓うなどの意志は毛頭なき」ことを公言し、¹⁸⁾ 兵営生活は神エホバの神意に反するとの理由で脱営を企て、また支給兵器を神意に反する殺人兵器なりとして返納を申し出たのである。¹⁹⁾

灯台社はこのように世界的に兵役拒否者として知られている。汝殺すなかれという誠命を字義通り解釈してのことである。3人の兵役拒否者のうち、明石真人はその後父親の信仰に疑問を持ち、転向、復軍している。「皇軍の一員として最善を尽くして、之の罪深き一身を、天皇陛下に捧げ奉り、国家を守護すべく清く死ぬ心算りであります。」という手記を残している。²⁰⁾

このように、灯台社は反戦思想、ユダヤ主義、終末思想などを問題視され、国体変革を目的とする結社と断定され、拷問や迫害を受けながら半ばデッチ上げのようにして断罪された。この間転向するものも出てきたが、少数の者は非転向を貫いた。

明石は日本の侵略戦争はもとよりドイツ、イタリアのファシズムによる戦争をも厳しく批判し、また天皇制に対して断固としてこれを拒否した。1942年3月8日の第一回公判で明石は、「天皇の御地位等は認めません。」としたあと、「其に就て私は日本の皇室を又日本人を愛してをります。此の愛する皇室を又日本人を日本国家を救わんが為に警告をしてきたのであります。／然るに現在の日本の進んでをる道は滅亡の道です、此の滅亡の道から日本を救わんが為に証言宣明行為をしてきたのです。／此の日本は現在のままで進めば必ず滅亡で有る事を知ってをります。部分的な戦争に勝っても其んなものは問題では有りません、一日も速に真理に聴従すべき事が現在残された唯一の道です。此の私共の真理に聴従しなければ永遠の平和と幸福、永久の生命は得られないので有ります。」という、予言者的な証言をしてい

る。²¹⁾ そして最後に、「現在私の後について来てゐる者は四人しか残ってゐません。私共に五人です、一億対五人の戦いです。一億が勝つか五人が言ふ神の言葉が勝つか其は近い将来に立証される事で有ませう、其を私は確信します。此の平安が私共に有る以上其以上何も申上る事は有りません。」²²⁾と結んでいる。

朝鮮における灯台社活動

ところで、明石の言う四人のうち二人が朝鮮人であることは、日本の灯台社研究者もあまり注目していない。²³⁾ 崔容源と玉応連は明石が来朝したとき日本での協力者を求めたのに対して、朝鮮における灯台社の代表文泰順が推薦したものである。2人は1942年5月30日、第一審で懲役5年と4年の刑を受け控訴せず服役した。玉は長年に亘る官憲の拷問のため発狂、豊多摩刑務所で獄死した。²⁴⁾

朝鮮における灯台社は二つのルートを通して入って来た。²⁵⁾ まず、1913年9月に米人ホクストが朴 濬、李楠周、姜範植とともに灯台社朝鮮支部を設立したが、活発な活動はできず、また代表格の朴が病気になつたりして沈滞していたうえに、1933年の日本での灯台社不敬罪事件などの余波もあり、一旦頓座していた。しかし、1935年には明石順三が俊弼こと塩見末吉を朝鮮の責任者として派遣、塩見は文泰順の妹と結婚、京城部隊を組織、さらに朴の朝鮮支部を整理して一本化し、京城支庫と名称変更して、文泰順が36年2月にその責任者となり12名のパイオニアを中心に活動を展開し始めたとなっている。支庫には専業伝道者であるパイオニアの他に30名ほどのエホバの証者と呼ばれる売本人がおり、文書伝道をその活動の中心としていた。宣伝文書には主に日本で発行された灯台社機関紙の『黄金時代』やその続刊としての『なぐさめ』、その他教理に関する小冊子などがあり、またいくつかの文章を選んで朝鮮語に訳してパンフにしたりしていた。

ところで、日本で獄死した玉応連の家族は朝鮮において、灯台社一斉検挙の際に拘束されている。兄の禮俊（長男）、智俊（次男）は39年6月29日

の一斉検挙の日に、また父の桂星、禮俊の妻李貞相、智俊の妻金鳳女は翌年10月に検挙されている。この玉一家の経歴は朝鮮における灯台社の典型的な特徴を幾つか表している。²⁶⁾ 第一に、拘束者の多くが家族単位で検挙されている点である。これは、灯台社への加入が個別訪問を通じた文書伝道によることと関係している。第二に、キリスト教の他教派からの改宗者である点である。玉桂星はもともと安息教²⁷⁾ であり家族全員が安息教会員であったが、灯台社に転じている。他にも、長老教や監理教などからの転入者もいる。第三に、明石順三の影響である。彼等は以前から灯台社の文書を読みエホバの証者となっていたが、洗礼（浸礼）は来朝した明石から受けている。他のメンバーで明石の講演を聞いて入社したものもいる。明石は朝鮮にたびたび伝道旅行にでかけ、多くのメンバーを直接導いている。第四に、彼等一家が素朴な民衆であることである。玉桂星は黄海道鳳山郡の農民であるが、紙物業、織縫業、自転車修理業、農具商など転々としたのち、農業を営んでいた。証者の中には、離婚した外交官の妻、あるいは学校の教員などもいるが他はほとんど低階層の庶民であり、知識人はほとんどいない。第五に、訊問の過程で玉桂星は謝罪し起訴猶予になっているが、他にも数名転向を表明したものがいる。当時思想犯予防拘禁などによって、思想犯の転向強要が徹底して行われていた。被疑者ひとりひとりについて素行調査が行われ、転向の見込み有り無しが判断され、転向者はその心境を作文させられた。また警察訊問の過程ではっきりと転向の勧誘がなされている。

支庫のメンバーたちはただ単に日本の灯台社の指示に従って活動をしていただけなのだろうか。戦時下で皇民化政策や神社参拝強要がなされていたこの困難な時期に、彼等を灯台社に引き付けたものは何だったのか。また、年老いた両親や幼い子どもたちを抱え、食べていくこともおぼつかない貧しい彼等をして、検察や警察の厳しい訊問にもめげず、信仰告白を貫き通させたその力はどこからくるものだったのか。訴訟記録を通して灯台社事件の意義を整理しておこう。

灯台社事件の意義

1) 灯台社の反戦ないしは非戦的立場。朝鮮においては南次郎総督の皇民化政策のもとで、1938年2月に志願兵制度が施行され、さらに徴兵制度が1942年5月8日の閣議で決定され8月1日に施行、第一回徴兵検査は44年4月1日から8月末まで行われた。²⁸⁾ 兵役拒否が一斉検挙の引き金となった日本と比べて、すでに灯台社の検挙弾圧の終わった時点の朝鮮で兵役拒否ないし反軍的行為があったかどうかわからない。また灯台社事件の訴訟記録の中にも直接的に反戦的な言辞はあまり見当たらない。しかし、悪魔ルシファーによって支配された組織制度がハルマゲドンによって崩壊するという神の国建設に至るシナリオには、再臨信仰の末世観と通じるものがあり、日本が行っている戦争に対する批判を含んでいると受け取れる。何人かははっきりと日支事変（日中戦争）をハルマゲドンであると証言している。²⁹⁾ また李雲郷は「日本は戦争に勝てない」と言い、戦争協力についても、「慰問袋は2回ほど町内会より連絡がありやったが、軍隊の送迎、国防献金はやっていない」と証言している。³⁰⁾ はっきりとした反戦発言は朝鮮の灯台社の指導者である文泰順の証言の中に見られる。「我々は戦争には反対する。若し我々が戦場に出て上官から敵兵を射殺せよと言われてもそれは『エホバの証者』としてはやってはならぬ。敵であっても人間である以上殺してはならぬ。」³¹⁾ 灯台社のメンバーは一応に神の国の到来を期待した。ハルマゲドンの後にくる神の国は、「貴賤権力貧富服従搾取被搾取等の階級の区別のなき万民平等而も無病不死無闘争無殺生で私有財産制度をも認めざる純然たる人間愛を基調とする宗教的共産社会」³²⁾ であるとされている。国体変革のための結社というシナリオを作り上げるための検事の作文と見れる部分（例えば私有財産否定）もあるが、灯台社のメンバーたちが地上神国を信仰上のことに限定せず現実社会への実現を待望していたと思われる点は、上の日中戦争に対する批判とも符合する。

2) エホバを唯一絶対神とする神観と、天皇制との対決および神社参拝の

拒否。この点は日本での裁判記録にもあるように非常にはっきりした対立点である。「全世界の万物は『神エホバ』の被造物であるから、其等の何者を礼拝してもそれは偶像礼拝となる。従って朝鮮神宮も伊勢大神宮も其の祭神は天照皇大神であってエホバの神の被造物であるから参拝すべきで無く、恐れ多きこと乍ら天皇陛下も我々と等しく人間であらせられる以上神エホバの被造物であるから其の皇居の遙拝等という事も偶像礼拝になるから為すことはできない」³³⁾ 「我国の天皇制は悪魔の組織制度であり天皇陛下は神エホバの被造物であらせられます。だから現在に於ては我国の天皇陛下として御在位遊ばしますが、近くハルマゲドンが来ますと、恐れ多い話であります、神エホバを信じ遊ばされない限り天皇陛下として御在世遊ばす事も困難であります。それで万世一系と言う事も今後はあり得ないと思います。」³⁴⁾ このように、証者たちは少数の転向者を除いて天皇制批判を覆すことはなかった。

3) 日本での事件との違い。日本では明石夫妻と隅田好枝が上告したが、隅田は病気のため公判中断、明石夫妻は1943年4月13日判決があり、懲役10年と3年6か月に減刑、明石はさらに上告したが上告棄却となり、連合軍総司令官の命令で戦後釈放になるまで服役した。朝鮮灯台社のメンバーは1942年7月14日に判決があり、文泰順と金姓女が控訴したが文は同25日に取下げ、金は翌年2月8日に取り下げた。その他、訊問の内容は灯台社の教理を中心にし国体変革を目指す結社というシナリオにはめていこうとした点は、全く同じである。しかし、微妙な差異があることも事実である。朝鮮では、皇民化政策の影響であろうか、天皇あるいは神社参拝に関する質問をかなり執拗にしているし、また戦争協力の姿勢を問う質問も多い。さらに、「日本の国民であるか」とか「国籍はどこか」というような朝鮮人であることを前提にして日本への忠誠を試す意地悪い質問もあった。これに対して、「現実の肉体的な生活に於て形式上大日本帝国の国民として国籍がありますが、精神的には神の国の成員となるべく努力して居ります。」³⁵⁾ とか、「天国の国民であります。」というような返答がなされている。検挙時には大多数が

朝鮮名であったのが途中で半数近く創氏改名をさせられていることなど、やはり朝鮮人のメンバーにはより大きな圧力がかけられたことが推測される。だからこそ、次の項で見るように転向者が極めて少なかったことは特筆すべきことである。

4) 転向の問題。訊問の過程で「もう一度日本帝国の国民としてやりなおして見ないか」と言うような転向のさそいがかけられている。朝鮮では思想犯に対する厳しい転向強要がなされているが、とくに1936年の朝鮮思想犯保護観察令に基づいて徹底的な思想改造がなされた。この法が施行された1936年12月21日より1942年までのおよそ6年間に対象とされた8619人(治安維持法第一条に問われたもので刑を満了したもの、仮出獄したもの、執行猶予の者、訴追されなかった者を対象とする。)のうち、保護観察に付した者3240人、そのうち37年から42年の5年間の2734人のうち、完全転向者815人、準転向者1812人、非転向者107人で、転向率96%を誇っている。³⁶⁾ このほかに訊問段階での転向、服役段階での転向もありうる。警察では被疑者に対して素行調査を行い、それぞれについて転向の可能性を記している。魚台愚は「灯台社とか基督教と聖書とは関係をたって堅実な真面目なる市民として生活する決心です。」として、転向の動機と現在の心境を綴った転向書(1936年11月5日付)を残している。また金瑞根は判決の直前の1942年7月6日に京城地方法院裁判長にあてて上申書をだし、「過去の誤った考えはあっさり全部捨てます。そして新しい大日本帝国の臣民として一人前の人間に成ろうとします。」と転向を表明したが結果的には実刑の判決を受けている。そのほか訊問中に取り調べの厳しさのためにぐらついた者も少数いる。しかし大多数のものは非転向を貫いた。なかには、「灯台社事件は日本帝国政府機関に神エホバの福音の宣揚伝達の機会であると認識する」とその心境を書き記した金基定や、「もしも被告人等が重い刑で以て罰せられるならば、或時は信仰の自由により灯台社発行の書籍による信仰を許し、或時はそれを信仰したと言う理由で罰するならばこれ程大きな矛盾がどこにありましょう。全部の責任を被告人等に負わすならば、憐れな何も知らない唯

信仰生活をせんがために灯台社に入ることになった被告人等は哀れな犠牲を受けるでありませうが、これを以て歴史は圧制と呼ぶでありましょう。」という事件の本質をつく格調高い上申書を裁判長に提出した尹樂龍などもいた。

む す び

灯台社京城支庫の信仰に基づいた反天皇制の闘いをどう評価すべきであるか。日本支部の一部であったため、朝鮮人クリスチャンとしての主体性に欠けていたとも考えられるし、また熱狂的な信仰の彼等を教理的に異端と見る見方もある。しかし、日本の統治末期、地滑りの的に皇民化と転向が進んだこの時期において、キリスト教信仰のゆえに迫害され、また彼等特有の信仰の在り方の故に転向を最後まで拒み天皇制と正面から対決した小さな群れがいたと言う事実は決して無視できない。このように、韓国の教会史においては、この時期に唯一神信仰や再臨信仰のために天皇制と衝突した韓国人クリスチャンが教派を越えて存在した。³⁷⁾ この事実は、民族運動やその他のあらゆる信仰の社会的表現の道が絶たれたとき、まさに信仰のみによって不義の体制に対して意義申し立てをしたクリスチャンがいたということを物語っている。³⁸⁾ 彼等の運動は世界史上の千年王国運動と相通じる性格を持っており、黙示文学的な信仰によって現在の危機を終末ととらえ超自然的な神の介入と審判によって現体制が破壊され平和で正義の満ち溢れる千年王国あるいは神の国の到来を切実に待望したのであった。³⁹⁾ このような彼等こそ、天皇制支配の浸透としての日本の朝鮮支配にとって、最も不都合な存在だったのである。このような脈絡の中で、朝鮮における灯台社事件の意味を理解しなければならない。(1989年10月4日脱稿)

〔註〕

- 1) 『基督教大年鑑』(基督教文社)1989年度版に収録された1987年現在の統計によると、総人口43,420,774人のうちプロテスタント教会10,337,075人、カトリッ

- ク教会2, 312, 328人となっている。(P.218) また、韓国教会の成長に関しては、シャーマニズムの伝統、日本統治下での民族運動との連帯、分断以後の反共イデオロギー、急速な近代化と都市化による帰属意識の喪失など様々な要因が考えられる。金重基「韓国教会の成長とその要因分析」、『神学論壇』、延世大学校神科大学、Vol. 16, 1983; Kim Byong-Suh, The Explosive Growth of the Korean Church Today: A Sociological Analysis, in "International Review of Mission", Vol. LXXIV, No. 293, Jan. 1985 等を参照。
- 2) カトリック迫害について詳しくは、韓国基督教史研究会、『韓国基督教の歴史』、ソウル：基督教文社、1989, pp. 73 — 121を参照。
 - 3) 逮捕者392名、裁判にかけられた者123名中、第一審で有罪判決を受けたものが105名であったために105人事件と通称されている。尹慶老、『「105人事件」を通して見た新民会研究』、高麗大学大学院史学科、博士論文、1988, pp. 12 — 28。
 - 4) 呉允台『日韓キリスト教交流史』新教出版社、1968, p. 273。
 - 5) 例えば、姜渭祚『日本統治下朝鮮の宗教と政治』聖文社、1976。韓国教会史の代表的な教科書である閔庚培『韓国基督教史』は、天皇制および国体がキリスト教と相容れなかった点を的確に指摘してはいるが、総督府政治の背景としての天皇制と国家神道の成立については十分な言及がなされていない。
 - 6) 同志社大学人文科学研究所・キリスト教社会問題研究会編『特高資料による 戦時下のキリスト教運動 1』新教出版社、1972, p. 20 (以下、戦時下Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと略記、但し、Ⅲは1973年刊)。
 - 7) ここでとりあげる灯台社は戦前明石順三を中心に組織されたものであり、戦後アメリカの本部から除名されたこともあり、今日のものみの塔とは別組織である。
 - 8) 灯台社の思想と活動については次のような研究がなされている。笠原芳光「灯台社の反戦活動」、『思想の科学』、1967年1月号。同、「兵役を拒否したキリスト者」、『思想の科学』、1970年10月号。佐々木敏二「灯台社の信仰と抵抗の姿勢」、同志社大学人文科学研究所編『戦時下抵抗の研究 Ⅱ』みすず書房、1968。稲垣真美『兵役を拒否した日本人—灯台社の戦時下抵抗』岩波書店、1972。鶴見俊輔「明石順三と灯台社」、朝日新聞社編『思想史を歩く 上』朝日新聞社、1974。津山千恵『戦争と聖書』三一書房、1988。韓国においては、韓国教会史の通史として著名な金良善『韓国基督教史研究』ソウル：基督教文社、1971や閔庚培、前掲書などにも全く言及されていないし、事件そのものについての研究も全くない。
 - 9) 筆者は1987年—1989年韓国滞在中、韓国基督教史研究会の助力によって、ソウルの検察庁に保管されてある日本統治時代の裁判記録を入手することができた。

105 人事件や三一独立運動関係の裁判記録はすでに公刊されているが、日本統治時代末期の裁判記録は、朝鮮総督府高等法院検事局思想部が編纂した『思想彙報』に部分的に掲載されてはいるが、基本的には未公刊の資料である。神社参拝拒否運動をはじめとする日本統治下朝鮮における抵抗運動の実情を知る上で極めて貴重な資料といえよう。

- 10) 灯台社の教理については、『戦時下 II』, p. 315 (明石順三による報告書); 津山千恵, 前掲書, pp. 36 - 51; 稲垣真美, 前掲書, pp. 9 - 19。特に稲垣はアメリカでの灯台社の創立者ラッセルやラザフォードの思想や信仰に特徴として、社会批判的側面をよく把握している。
- 11) キリストの再臨が千年王国到来の前に来るのか後に来るのかによって、千年王国前再臨説と千年王国後再臨説に分けられる。その他、千年王国の到来を前提としない無千年王国再臨説もあるが、終末論的信仰を持つグループは、主に千年王国前再臨説を信仰している。ハロルド・リンゼル, チャールズ・ウッドブリッジ, 『聖書教理ハンドブック』いのちのことば社, 1986 (新装版), pp. 182 - 190。
- 12) 津山千恵, 前掲書, pp. 39 - 41。
- 13) 稲垣真美, 前掲書, pp. 15 - 16。
- 14) ヨハネ黙示録 16 章 16 節に出てくる言葉で、宇宙的な規模で到来する「全能の神の大いなる日の戦争」(同 16 : 14) と解されている。津山千恵, 前掲書, p. 115 - 116。
- 15) 同書, p. 58。
- 16) 戦時下 I, p. 211 に朝鮮での逮捕者 30 名のリストが『特高月報』からの引用として掲載されている。このうち、一名を除いて朝鮮の灯台社事件訴訟記録で確認できる。朝鮮の灯台社メンバーたちの検挙は 6 月 29 日であり、また一斉検挙の後も数名逮捕されている。
- 17) 鶴見俊輔, 前掲論文, p. 118。佐々木敏二, 前掲論文, pp. 96 - 97。
- 18) 戦時下 II, p. 88。
- 19) 佐々木敏二, 前掲論文, p. 96 - 97。
- 20) 戦時下 II, p. 115。
- 21) 同書, p. 218。
- 22) 同書, p. 223。
- 23) 稲垣真美だけは灯台社の信仰が植民地であった朝鮮に浸透したこと、また朝鮮人クリスチャンの深い信仰について触れている。稲垣真美, 前掲書, pp. 51 - 52, 132 - 133。

- 24) 津山千恵, 前掲書, p. 76。
- 25) 朝鮮における灯台社の歴史は文泰順の警察訊問調書に拠った。
- 26) 警察意見書, および各人の警察訊問調書に拠る。
- 27) 再臨信仰を強く持っているセヴンスデー・アドヴェンティスト教会のこと。
- 28) 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社, 1985, 第三章, 徴兵制度の展開を参照。
- 29) 例えば, 金姓女, 第2回警察訊問調書, 1932年11月10日, 徐丙仁, 第三回警察訊問調書1940年6月28日。
- 30) 李雲郷, 第2回警察訊問調書, 1939年11月14日。
- 31) 文泰順, 第16回警察訊問調書, 1939年12月11日。
- 32) 金癸福, 朴興植の治安維持法違反事件予審請求書, 1941年7月14日。
- 33) 文泰順, 第6回警察訊問調書, 1939年12月11日。
- 34) 玉智俊, 第1回警察訊問調書, 1939年9月26日。
- 35) 朴興植, 第2回警察訊問調書, 1939年5月29日。
- 36) 朝鮮総督府法務局『朝鮮司法一覽』昭和18年版。
- 37) イエス教長老会に属する金南植, 洪致模等の教会史家は, 保守信仰をもった長老教のメンバーによる神社参拝拒否のみを強調する傾向がある。例えば, 金南植「神社参拝と韓国教会」I, II, 『神学指南』215号, 216号, 1988を参照。しかし, 当時, 教派を越えて韓国教会を横断するような形で日本の統治に対する批判勢力があったことを, 今後さらに明らかにしていく必要がある。
- 38) 彼等の信仰の特徴は聖書無謬説や再臨思想に代表される根本主義的信仰であったといえるが, そのような信仰形態の伝達者としてのアメリカ人宣教師の信仰と, 受容者である朝鮮人クリスチャンの信仰の間には大きな落差があるように思われる。なによりも, 朝鮮においては危機的状況における民族の信仰の発露であること, しかも抑圧によって民族思想のあらゆる通路が閉ざされた状況での最後に残された通路がキリスト教信仰であった, と考えるべきであろう。
- 39) 千年王国運動については, 例えば, 鈴木中正編『千年王国的民衆運動の研究』東大出版会, 1982を参照。現代韓国の民衆神学の主唱者たちは, 韓国教会史のなかに見られるメシアニズム的伝統を千年王国運動との関連においてとらえようとしている。キリスト教アジア資料センター編『民衆の神学』教文館, 1984, とりわけ金容福, 徐南同の論文を参照されたい。

(くらた・まさひこ / 文学部 / 1989. 10. 13 受理)

Suppression of the Todaisha Group in Korea under the Japanese colonial rule

Kurata Masahiko (Faculty of Letters)

Todaisha was founded in 1926 by Akashi Junzo as the Japanese section of the Watch Tower Bible and Tract Society. While Todaisha was known to be extremely fundamentalist in its teachings, its pacifist orientation and doctrinal characteristics critical of state authoritarianism made it a victim of state suppression during the period of militarist rule in Japan. Their conscientious objection and criticism of Emperor System were quite in contrast to the compromising attitudes taken by the vast majority of the Japanese Christian Church.

The Korean branch of Todaisha, influenced by Akashi, did also take a critical stance vis-à-vis the Japanese colonial government in Korea. Because of their monotheistic faith and eschatological faith they vehemently refused Emperor and Shrine worship which was imposed upon the Koreans as the assimilation policy progressed in the late 1930s and the early 1940s. Their critical faith and court struggle have so far been ignored by the Korean Church historians. This article tries to reveal the significance of the Todaisha group's struggle in Korea under the Japanese colonial rule.